

消防予第20号
平成26年1月31日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

消防庁次長

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）が公布されたこと等に伴い、「○○市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年1月22日付け自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関する事項

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することとしたこと。（第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条関係）

第2 屋外催しに係る防火管理に関する事項

1 指定催しの指定

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での

催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しなければならないこととしたこと。

また、指定した際に通知すること等、手続に関するることを定めたこと。

(第42条の2関係)

2 屋外における催しの防火管理

1 の指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととしたこと。

また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないこととしたこと。(第42条の3関係)

第3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防機関に届け出なければならないとしたこと。

(第45条第6号関係)

第4 罰則に関する事項

改正後の火災予防条例(例)第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとしたこと。なお、両罰規定に留意すること。(第49条、第50条関係)

第5 その他

この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の火災予防条例(例)第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものとしたこと。(附則関係)

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係

担当：福井、増沢、古賀

T E L 03-5253-7523

F A X 03-5253-7533

○○市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

○○市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 避難管理（第三十五条—第四十二条）」を「第五章 避難管理（第三十五条—第四十二条）」に改める。

第五章の二 屋外催しに係る防火管理（第二十二条）

四十二条の二・四十二条の三）」

第十八条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十九条第二項中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第二十一条第二項中「及び第九号」を「、第九号及び第九号の二」に改める。

第二十二条中「及び第九号」を「、第九号及び第九号の二」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第四十二条の二 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第五条の二第一項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長（消防署長）は、第一項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第四十二条の三 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- 一 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- 二 対象火氣器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

三 対象火氣器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第四十五条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

- 四 対象火氣器具等に対する消火準備に関すること。

五 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

- 六 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第一項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の十四日前までに（当該指定催しを開催する日の十四日前の日以後に前条第一項の指定を受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定め

る日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

第四十五条に次の一号を加える。

六 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火氣器具等を使用する場合に限る。）

第四十九条に次の一号を加える。

四 第四十二条の三第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第五十条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め

、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為

につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して十四日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の〇〇市（町・村）火災予防条例第四十二条の二及び第四十二条の三の規定は適用しない。